

第45号

2015. 12. 20

日本歯科技工士連盟機関紙

れんめい

発行 日本歯科技工士連盟  
東京都新宿区市谷左内町21-5  
歯科技工士会館内

発行人 衛 藤 勝 也

編集 日本歯科技工士連盟

# 執行部提出全議案を承認

## 2015年度第2回評議員会

日本歯科技工士連盟（会長・杉岡範明）は、去る10月17日（土）、AQUA博多（福岡市）において2015年度第2回評議員会を開催した。始めに宗像篤志副議長が氏名点呼を行い、評議員定数60名に対し58名の出席を確認。これを受け中村守勝議長が、日本歯科技工士連盟規約第26条に基づき2015年度第2回評議員会の開会を宣言した。

次いで議長は議事録署名人の選出方法を議場に諮った。その結果、議長一任となり、榎倫生評議員（和歌山）と齋藤博夫評議員（山形）が指名され、両評議員受諾後、杉岡会長の挨拶（要旨別掲）に移った。

その後、議長は議事に入る旨を議場に告げた。執行部より第1号議案及び第2号議案を一括で上程したい旨、第1号議案とあわせて報告事項の説明をしたい旨の提案があり、議長が議場に諮った結果、了承された。

第1号議案・2016年度活動方針承認を求める件は岩澤毅副理事長より上程され、2016年度は「歯科補てつ物等の作成に係る費用の適正な評価を求め、社会保険歯科診療に係る製作技工に要する費用が担当者に正当に届くための渉外活動を行う」、「適正な歯科技工士教育を実現するため、教育年限延長と歯科技工士教育機関の強化に向けた渉外活動を行う」、「歯科技工委託行為の法令記載等による健全な委託・受託を実現するための渉外活動を行う」を三本柱に据え、歯科技工士とその関係者が、歯科技工士連盟活動を体感し、理解と協力がより一層促進され、活力



のある連盟活動が推進される方策を迫及することを活動方針とする旨、説明がなされた。あわせて古橋博美相談役より報告事項として、歯科技工士国家試験や、2016年4月実施の診療報酬改定等に関し、時局・渉外活動の報告と説明が行われた。

次いで第2号議案・2016年度予算承認を求める件が阿部正徳副理事長より上程され、資料を基に詳細な説明がなされた。その後、質疑応答の後に採決を行った結果、第1

号議案、第2号議案とも賛成多数により承認された。

引き続き協議事項として、第24回参議院議員通常選挙への対応について、組織拡充について、執行部と評議員との間で活発な意見交換が行われた。また、第3次安倍内閣に関する報告、日技連盟ホームページのリニューアルに関する報告があった。

最後に議長が議事進行への協力御礼を述べ、全日程が終了した。



### 第2回評議員会挨拶

日本歯科技工士連盟  
会長 杉 岡 範 明

2015年度第2回評議員会開催にあたりご挨拶申し上げます。

日本歯科技工士連盟は、3月の第1回評議員会以降も、中央組織として厚生労働行政に歯科技工についての課題解決を働きかけるために、自民党の「歯科技工士に関する制度推進議員連盟」の先生方とともに積極的に取り組んできました。

その結果、予告どおり4月1日から歯科技工士法の一部改正と人事院規則の一部改正が施行され、歯科技工士の資質と社会的評価の向上に大きな前進がありました。ただ、今回の歯科技工士法の一部改正については、昭和57年の免許権者の変更から32年、前身の「歯科技工法」制定から60年も費やしたことになります。改めて、良好な歯科技工経済の確立という大命題の早期解決のために

は、歯科技工士の大同団結が不可欠であることを痛感しています。

本連盟は、これまでも、そしてこれからも歯科技工士の社会的地位の向上と経済問題の解決に取り組むことが組織としての使命であります。そのためには、私は手段と戦略が必要であると思っています。つまり、本丸を落とすためには外堀をしっかりと埋めなければなりません。これまで、①歯科技工所の構造設備の省令化、②歯科技工士国家試験の全国統一化で堀を埋めてきましたので、後は、本日提案させていただく2016年の活動方針案にあるとおり、③教育年限の延長と、④歯科技工委託行為の法令記載を行うことによって、おのずと⑤社会保険歯科診療報酬に係る製作技工に要する費用が担当者に正当に届く道筋に目途が立つと確信しています。

7月1日の衆議院厚生労働委員会で野党が歯科技工士問題を取り上げ、当時の塩崎厚生労働大臣と唐澤保険局長、二川医政局長の核心に触れる答弁が行われ、随所に日技、日技連盟の取り組みが例示されていることから、これまでの活動が評価され浸透していることを実感しました。同時に今が大きなチャンスだと思っています。そして、このチャンスを逃さないためには、中央における本連盟活動とともに地域連盟の活動を連動して推し進めることが重要です。

私は、連盟活動の成否は、必ず実現させるという強い決意を持つことだと思っています。今こそ、歯科技工士という国民の健康増進に寄与する尊い職業をさらに魅力ある職業にするために、共に力を合わせ、必ず遣り逃げようではありませんか。

最後になりますが、早いもので私の任期も僅かとなりました。これまで古橋相談役のサポートで、ようやく渉外活動で新米会長として認知していただくようになりました。来期はこの築き上げた成果を無駄にすることなく、さらにパワーアップして人智を尽くす決意です。どうか引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

### 第2回評議員会質疑応答要旨

**問** 歯科技工士に関する制度推進議員連盟には、厚生労働省や文部科学省など我々の懸案事項に直接関わる役職に就いている議員は少ないように見受けられる。また、同議員連盟会長の上川陽子議員は、以前、杉岡会長との対談の中で「今あるものを変えていくことは大変であり、作戦を立てて準備しないと達成できない。懸案に優先順位をつけてやらなければならない。動くときには絶対に力になる」との発言をされ、ウォーミングアップが大切だとの認識を示されているが、日技連盟の歴史はずっとウォーミングアップだけだったのではないか。これからさらにウォーミングアップが続くのかと思うと非常に不安である。歯科技工士国家試験の全国統一化が実現したことは一つの結果だが、これが全国の歯科技工士の懸案事項だとは思えない。経済問題などの本質的な懸案に対する取り組みをもっと進めていただきたい。

**答** 議員連盟については、塩崎恭久厚生労働大臣や、とかしきなおみ厚生労働副大臣も所属しており、我々の懸案解決に関わる要職に就かれていると認識している。



上川会長の言葉は、タイミングを見ながら機が熟した時にはしっかり動くということであり、準備だけで終わるということでは決してない。そもそも歯科技工士の経済問題というのは、議員連盟顧問の伊吹文明先生もおっ

しゃっている通り、そう簡単に解決する問題ではない。それを何とか改善するために議員連盟の先生方にご協力いただいて環境整備を進めているのだということをご理解いただきたい。

**問** 歯科技工士教育機関における教育年限の延長は、学校側がその気になればすぐにでも実現できるのではないか。これまで全国歯科技工士教育協議会とも交渉を行ってきたと思うが、どのような状況か教えていただきたい。

**答** 我々としては修業年限を3年以上にということを訴えているが、そのためにはやはり省令改正が必要であるので、議員連盟の先生方を通して渉外活動を続けているところである。全国の歯科技工士教育機関の多くが定員割れを起こしている中、学校経営も厳しい状況にあるので、そうしたことも含めて総合的に考えていかなければいけないと認識している。

**問** 2016年度活動方針の重点的事項の中で、組織拡充活動の強化として「18歳選挙権の実現を見据え、女性・若年者等への働きかけを強化し、活躍の場を提供する」とある。学生への働きかけを強化することだと思うが、教育の現場では政治連盟の活動にアレルギーがあるのではないかと先生方もいる。公益日技には日技友の会という制度があるのだから、その制度を活用し、税や社会保障などの知識とともに、自分たちの生活を安定させるためには最終的に政治が必要なのだということを学生に教えるプログラムをつくってはどうか。

**答** 選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法

が成立し、2016年の参院議員選挙から適用される。

今後、学校や高校を含めた教育現場において、18歳以前の主権者教育が模索されていくことと思われる。

そのような中、我々も18歳以上の方を選挙権を持った主権者として見ていくという間口の広い活動をしていく必要があるので、公益日技や教育機関と連携を図りながら、ご提案いただいたような具体的な方法論を含め、少しずつ検討してまいります。

**問** 2016年度活動方針の重点的事項に「歯科技工士を目指す者が利用可能な公的奨学金・修学資金貸付制度等の整備と普及を図る」とあるが、具体的にはどのようなことか。

**答** 国や自治体の公的な奨学資金制度・貸付制度等を調べてみると、医師や看護師をはじめとする他の医療職種に比べ、歯科技工士は対象となっているケースが少ない。我々からの働きかけが弱かったということであるので、今後はしっかりと対応していきたい。具体的には、雇用保険からのアプローチや、一人親家庭の親に対する貸付制度などが考えられる。各都道府県に設置された、消費税増収分を財源とした「地域医療介護総合確保基金」の活用も視野に入れながら取り組んでいく所存である。



### 役員改選に伴う役員選挙管理委員会設置の件

2015年10月16日

会員各位

日本歯科技工士連盟  
会長 杉岡 範明

役員任期満了に伴う改選期が近づいたため役員選挙規程第3条及び第4条により下記のとおり選挙管理委員を委嘱し、役員選挙管理委員会を設置いたしました。ここにお知らせいたします。

記

役員選挙管理委員会委員

- 相 曾 倫 則 (静岡)
- 佐 藤 守 孝 (東京)
- 西 野 雅 之 (茨城)
- 野 村 穂 生 (埼玉)
- 宮 澤 健 一 (長野)
- 山 本 哲 也 (東京)

(敬称略)

### 役員選挙管理委員会正副委員長選任の件

2015年11月20日

会員各位

日本歯科技工士連盟  
役員選挙管理委員会

役員選挙規程第4条により委員の互選をもって下記のとおり役員選挙管理委員会正副委員長を選任したのでここにお知らせいたします。選挙実施に当たっての詳細は別に発表いたします。

記

- |              |         |
|--------------|---------|
| 役員選挙管理委員会委員長 | 西 野 雅 之 |
| 同 副委員長       | 野 村 穂 生 |
| 同 委員         | 相 曾 倫 則 |
| 同 委員         | 佐 藤 守 孝 |
| 同 委員         | 宮 澤 健 一 |
| 同 委員         | 山 本 哲 也 |

(敬称略)

### 役員選挙公示

2015年12月1日

会員各位

日本歯科技工士連盟  
役員選挙管理委員会  
委員長 西野 雅之

任期満了に伴う日本歯科技工士連盟役員選挙に関し、規約第11条第2項及び役員選挙規程により下記要領にて選挙を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 選挙の期日 2016年3月19日(土)【評議員会開催日】
2. 選挙の場所 歯科技工士会館  
東京都新宿区市谷左内町21-5 電話 03-5227-3212
3. 選挙の種類 会長(定員1名)、監事(定員2名)
4. 立候補者の届出書類 『立候補届』1部  
\* 1 『立候補届』は、氏名(捺印)、生年月日、現住所、就業先所在地及び名称、立候補の趣意、役職歴等を明記すること。  
\* 2 『立候補届』は、所定用紙を使用すること。  
用紙は、日本歯科技工士連盟内役員選挙管理委員会に請求して下さい。
5. 立候補の届出期間 2016年1月25日(月)～29日(金)午後3時【厳守】  
役員選挙管理委員会に上記『立候補届』を郵送又は持参提出すること。  
\* 1 『立候補届』は、封筒にその旨を明記し封緘すること。  
\* 2 ファクシミリ、電子メール不可
6. 役員任期 2016年4月1日～2018年3月31日までの2年
7. 注意事項その他 候補者が定員を超えないとき、又は超えなくなったときは、その候補者を当選者と決定することができる。

以上